

# 福岡県公報

平成二十四年二月二十七日  
第三千三百六十八号  
増刊 ①

## 目次

訓 令(第一号)

○福岡県情報処理規程

(システム管理課)……………一

## 訓 令

福岡県訓令第一号

本 庁

出先機関

福岡県情報処理規程を次のように定める。

平成二十四年二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県情報処理規程

福岡県情報処理規程(平成十一年八月福岡県訓令第十号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この訓令は、県における情報処理及び情報資産の管理に關し必要な事項を定め、もって行政の効率化及び行政サービスの向上並びに情報セキュリティの確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 部長等 福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号。以下「組織規則」という。)第八条第二項の部長、同条第二項の会計管理局長及び同条第六項の秘書室長をいう。

二 課等 組織規則第七条及び第七条の二の課及び室並びに第二条第四号の出先機関(組織規則第三条第三項の規定により本庁又は出先機関に臨時に設ける組織を含む。)をいう。

三 電子計算機 サーバ、パーソナルコンピュータ及びこれらに類する機器並びにこれらの運用に必要な装置をいう。

四 ネットワーク 電子計算機を接続して情報を伝送するための通信回線及び装置をいう。

五 情報処理 電子計算機及びネットワークを使用して行う情報の蓄積、加工、検索、通信及びこれらに類する処理をいい、情報システムによるもののほか、一般的な事務処理のための文書作成ソフトウェア、電子メールその他これらに類する手段によるものを含む。

六 情報システム 特定の業務において情報処理を行うために必要な電子計算機、ソフトウェア及びネットワークの総合的な仕組み(専ら設備及び装置の制御を目的とするものを除く。)をいう。

七 情報資産 次に掲げるものをいう。

イ 情報処理に用いる電子計算機、ソフトウェア及びネットワーク

ロ 情報処理において取り扱う全ての情報及びそれらの情報を記録した媒体並びに入出力帳票

ハ 情報システムの導入、変更及び運用に係る設計書類、操作手引書その他情報処理に必要な文書並びにそれらの文書を記録した媒体

八 情報セキュリティ 情報資産の毀損、滅失、改ざん及び漏えいのない状態を維持し、正当な利用者のみが必要ときに情報資産を使用できるようにすることをいう。

九 共用ネットワーク 複数の業務に汎用的に用いるため、情報の伝送路を一元化したネットワークで、システム管理課長が整備するものをいう。

十 共用パソコン 共用ネットワークに接続され、複数の業務に汎用的に用いるパーソナルコンピュータで、システム管理課長が配備したものをいう。

(職員の責務)

第三条 職員は、情報処理に当たっては、この規程を遵守し、情報セキュリティの確保

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)

に万全を期するとともに、県民の利便性及び行政運営の効率性を向上させるよう努めなければならない。

(最高情報責任者)

第四条 県行政全般における情報処理及び情報資産の管理(以下「情報処理等」という。)に関する事務を統括するため、最高情報責任者を置き、知事の指定する副知事をもって充てる。

2 最高情報責任者は、次に掲げる事務を行う。

- 一 情報処理による行政運営の効率化の推進に関すること。
- 二 情報資産を災害、事故及び不正行為から保護するための対策の推進に関すること。

(情報責任者)

第五条 情報処理等を総合的に実施するため、情報責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2 情報責任者は、次に掲げる事務を行う。

- 一 最適な情報処理の推進及び適切な情報資産の管理のために必要な基準を定めること。
- 二 前項の基準に基づく情報処理等の実施状況について監査を行うこと。
- 三 情報処理等に関する必要な調査研究を行うこと。

(情報処理等に関する課等の長の事務)

第六条 課等の長は、前条第二項第一号の規定により定められた基準に基づき、その所掌事務に関連する情報処理等を適切に行い、必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

2 前項に掲げる事務を補佐するため、課等に情報化推進リーダーを置く。

3 課等の長は、職員(臨時職員及び非常勤職員を含む。)及び県の委託を受けて業務を行う者に、前条第二項第一号の規定により定められた基準を遵守させなければならない。

(情報システムの導入等の協議)

第七条 課等の長は、情報システムを導入又は変更しようとするときは、次に掲げる事項について調査検討しなければならない。

一 事務処理の効率化及び簡素化

二 行政サービスの向上

三 経費の削減効果

四 情報セキュリティ対策

2 課等の長は、情報システムの翌年度における導入、変更及び運用の計画について別に定めるところにより、あらかじめ、システム管理課長に協議しなければならない。

(情報システムの導入等)

第八条 情報システムの導入及び変更は、対象業務を所管する課等の長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、全庁的かつ重要な情報システム又は特別な技術を必要とする情報システムの導入又は変更は、当該課等の長とシステム管理課長が共同で行うことができるものとする。

(情報システムの管理)

第九条 情報システムの管理は、対象業務を所管する課等の長が行う。ただし、前条第二項の規定により共同で情報システムの導入又は変更を行ったときは、システム管理課長が管理を行うことができる。

2 情報システムを管理する課等の長は、利用者の留意事項、情報の保管方法、緊急時の対応手順その他情報システムの管理に必要な事項を定めるものとする。

(情報資産の導入等の協議)

第十条 課等の長は、情報資産の導入又は変更を行おうとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、システム管理課長に協議しなければならない。

(情報処理等の調査及び指導)

第十一条 システム管理課長は、必要があると認めるときは、情報処理等の状況について、課等の長に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 システム管理課長は、前項の規定による報告及び調査に基づき、情報処理等の改善のために必要な指導を行うことができる。

(共用ネットワーク及び共用パソコンの管理)

第十二条 システム管理課長は、共用ネットワーク及び共用パソコンの管理を行う。

2 システム管理課長は、共用ネットワーク及び共用パソコンの管理に必要な事項を定めるものとする。

3 課等の長は、所管する業務の情報処理のために、共用ネットワーク又は共用パソコンを新たに利用し、又は変更しようとするときは、システム管理課長の承認を受けなければならない。

(職員の研修)

第十三条 システム管理課長は、職員に対し、全庁的な情報セキュリティ対策の徹底、効果的な情報化の推進その他必要な事項についての研修を行う。

2 課等の長は、所管する情報システムを利用する職員に対し、必要に応じ、当該情報システムに関する研修を行う。

(議会等の利用)

第十四条 情報責任者は、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会(以下「議会等」という。)から共用パソコン、共用ネットワーク又は情報システムの利用の申出があったときは、当該議会等に利用させることができるものとする。ただし、情報システムの利用にあつては、当該情報システムを所管する部長等(総務部長を除く。)と協議しなければならない。

2 情報責任者は、前項の規定により利用させるときは、知事部局の利用に関する規定の例により行うものとする。

(委任)

第十五条 この訓令の実施のために必要な事項は、知事の指定する副知事が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十四年三月一日から施行する。